

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																											
郡山健康科学専門学校		平成9年12月26日		渡辺 信英		〒 963-8834 (住所) 福島県郡山市函景二丁目9番3号 (電話) 024-936-7777																																											
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																											
学校法人こおりやま東都学園		平成5年12月24日		大本 研二		〒 963-8834 (住所) 福島県郡山市函景二丁目9番3号 (電話) 024-936-7777																																											
分野	認定課程名	認定学科名				専門士	高度専門士																																										
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	こども未来学科				平成29年文部科学省認定	-																																										
学科の目的	本学科は、専門職として必要な実践的かつ専門的な知識や技術を、企業等と連携して行う実習や講義等を通じて修得し、障害の理解や子育て支援など、社会のニーズに応えることのできる実践力のある保育士を養成することを目的とする。																																																
認定年月日	平成30年5月18日																																																
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																																										
2年	昼間	79単位	37単位	35単位	6単位	0単位	1単位																																										
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																																												
63人	61人	0人	7人	6人	13人																																												
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価の基準: 評価は、ABC及びDをもって表わし、Dを不合格とする。 評価の方法: 定期試験(課題レポート等も含む)学習態度、出席状況を総合して判断する。																																												
長期休み	■夏季:8月1日～9月30日 ■冬季:12月25日～1月7日 ■春季:2月15日～4月5日			卒業・進級条件	卒業要件: 学科が定める修業年限を在籍し、学則に定める教程を修得の後、卒業判定会議の議を経て学校長が認定する。 進級要件: 学年に定める履修すべき単位を全て修得し、進級判定会議の議を経て学校長が認定する。																																												
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 全入学生を対象に入学前学習を実施し、学修のフォローに努めている。また、学生が教員に対し、相談しやすい環境を整備している。			課外活動	■課外活動の種類 (例)学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 新入生オリエンテーション、体育祭、文化祭 ■サークル活動: 有																																												
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(令和3年度卒業生) (社)青葉学園 (社)うつみね福祉会須賀川市立第二小学校児童クラブ (株)アートチャイルドケア福島県立医科大学すぎのこ園 等 ■就職指導内容 卒業年次の4月にハローワーク担当者による就職セミナーを実施。また、個人面談により、個々の学生の意向に添った就職支援を実施している。 ■卒業生数 22 人 ■就職希望者数 22 人 ■就職者数 22 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 ・進学者数: 0人			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業者にに関する令和4年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育士</td> <td>①</td> <td>22人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>認定ベビーシッター</td> <td>①</td> <td>22人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>家庭料理技能検定</td> <td>③</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 0					資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	保育士	①	22人	22人	認定ベビーシッター	①	22人	22人	家庭料理技能検定	③	2人	2人																								
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																																														
保育士	①	22人	22人																																														
認定ベビーシッター	①	22人	22人																																														
家庭料理技能検定	③	2人	2人																																														
中途退学の現状	■中途退学者 4名 ■中退率 7% 令和3年4月1日時点において、在学者61名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者57名(令和4年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 学業不振、進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 定期的に出席簿で全学科を確認し、休みがちな学生に対しては指導を行う。長期欠席者が出た場合は、学生・保護者と教員2名で面談を行う。そこで理由を把握し、学生本人の意思を尊重し、保護者も同意したうえで休学を勧め、退学の防止を図る。また、必要に応じ、カウンセリングを実施する。さらに、本人からの希望があれば、再入学や転科等で退学の防止を図る。																																																
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 こおりやま東都学園奨学金制度(本校に在籍する全校生を対象に第1種/第2種/第3種(それぞれ学納金一部免除)を若干名募集する。学業成績や学習態度及び将来の社会的貢献の期待度を基準に選考する。) ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																																																

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本科の教育課程の編成において、保育分野に関する知見のある施設職員や職能団体、学識経験者等が委員として参画する「教育課程編成委員会(保育分野)」を設置し、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するための教育課程の編成について組織的に取り組み、実践的職業教育の質を確保する。委員会では、業界の人材の専門性に関する動向、地域の産業振興の方向性、今後必要となる知識や技術などを分析し、実践的職業教育に必要な授業科目の開設や授業方法の改善の提案を行い、企業等の要請を十分に活かした教育課程の編成に資する。また、実習連携施設訪問時に得た、指導者からの意見も同様に活用している。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

各学科においては、教育課程編成委員会からの提言や教育課程に対する助言及び評価を受け、教授法の改善や、講義内容・シラバス記載の改善や教育課程の編成に積極的に活用しなければならない。なお、教育課程の変更を要する場合は、学内で検討し、理事会にて承認を受けたのち、法令に則り、所轄官庁へ届け出るものとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
細川 梢	全国保育士養成協議会東北ブロック 研究協力委員	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	②
神戸 信行	社会福祉法人青葉学園 常務理事	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	③
平野 雄三	福島県理学療法士会 副会長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	①
山本 優一	福島県理学療法士会 理事	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	①
佐藤 竜太	福島県理学療法士会 理事	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	①
本田 和久	福島県理学療法士会 活性化委員	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	①
長谷川 敬一	福島県作業療法士会 代表理事	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	①
佐藤 正彦	福島県作業療法士会 事務局長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	①
宗像 暁美	学校法人智帆学園琉球リハビリテーション学院 教員	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	②
小林 康男	福島県福祉施設士会 会長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	①
関根 誠一	福島県介護福祉士会 副会長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	①
吉津 大介	株式会社あいの里 グループホームあいの里 取締役介護事業本部長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	③
岡澤 昌宏	エス・エス・ビー 取締役本部長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	③
中島 嘉和	プロックス 代表取締役社長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	②
柳沼 薫	柳接骨院 院長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	③
渡辺 信英	郡山健康科学専門学校 学校長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	—
小坂 徹	郡山健康科学専門学校 こども未来学科 学科長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、11月)

(開催日時(実績))

第1回 令和3年7月15日 13:30~15:30

第2回 令和3年11月17日 13:30~15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

●保育実践演習を令和3年度より実習後の教科として位置づけてみての効果について(委員より)

→令和2年度まで、グループ創作のリズム劇を実施してきたが、令和3年度よりこの演習を実習の振り返りとして教員全員が関わって取り組んだ。一つの課題にグループ毎に意見を出すことで実習における学びの確認と、保育士としての知識・技術、保育士の役割の確認も出来た。毎回グループ編成を替えたことで他の意見を傾聴し発言力も身についた。

●将来的には他校とのオンラインでのディスカッション等も取り入れても良いと提案してみたが実際にはどうであったか(委員より)

→この科目は新カリキュラムで内容が変わったものであり、テキストを基に教員も戸惑いながらであったため、1年目は学内での取り組みとした。他大学での取り組みを今後は参考にしていきたい。

●保育実習指導の具体的な取り組みについて(委員より)

→全国保育士養成校連絡会の実習認定講習会に本校も参加した。その内容をもとに適正な実習評価をどのようにしていくかを現在検討している。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実践的かつ専門的な職業教育の専門分野の職業に係る勤労観及び継続的な学習意欲等の醸成、並びに学科の教育課程の専攻分野の実務に必要な知識、技術及び技能の修得又は向上に資する教育等を通じて、学科の教育活動の質の保障・向上を図ることを基本方針とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

学科における講義若しくは実習・演習等の科目について、①学科に在籍する本学の学生に対する講義若しくは実習・演習等の科目の授業の実施、②授業の実施に必要な教材その他教具及び教材等の作成、③授業の内容・方法の改善及び工夫(授業改善等)に向けた検討、④授業における学生の達成度評価の実施、⑤その他双方の協議の上でバット合意した事業の実施において連携をする。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
保育実習Ⅰ	保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解し、観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。また、保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学びながら、子どもの保育及び保護者への支援について統合的に学ぶ。	鏡石保育所・郡山市公立保育所等
保育実習Ⅲ	保育所、児童福祉施設等の役割や機能について実践を通して理解するとともに、保護者支援や家庭支援のための知識・技術・判断力を実践を通して総合的に学ぶ。また、保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践と結びつけながら理解することを目的とする。	いわき育英舎・白河学園・青葉学園等
保育実習指導Ⅰ	自らの課題を明確にし、実習後、総括と自己評価を行い、新たな課題や学習目標を明確にする。	郡山市公立保育所・福島整肢療護園等
保育実習指導Ⅱ	保育実習による総合的な学びとなるよう、今までの学びと保育実習Ⅱでの学びを関連させながら実践力を養う。	郡山市公立保育所等
保育実習指導Ⅲ	保育実習による総合的な学びとなるよう、今までの学びと保育実習Ⅱでの学びを関連させながら実践力を養う。	さざなみ学園・青葉学園等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

研修は、『学校法人こおりやま東都学園 郡山健康科学専門学校研修等に関わる規定』により定められたとおり、教員がその職務と責任の遂行のために必要な知識、技術技能を修得する場として、専攻分野の実務に関する理解を深め、また、指導力の修得・向上を目的に実施する。そこで得た知識等を講義や実技実習等を通して、学生に還元することも目的とする。なお、実施にあたっては、教員に対する研修の必要性を把握するとともに、研修計画を立て、その研修計画に基づく研修を実施するものとする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 「東北ブロック研究委員会」 連携企業等: 全国保育士養成校東北ブロック
期間: 令和3年4月～令和4年3月 対象: 学科教員
内容: 同委員会による『保育実習指導ガイドライン』の改訂検討会に参加し、より実践的な実習指導に繋がった。

研修名: 「実習指導者認定講習」 連携企業等: 全国保育士養成校
期間: 令和3年4月～令和4年3月 対象: 実習指導者
内容: 養成校の実習担当教員が一定の専門性を備えたうえで実習指導を行い、各養成校における保育実習指導の質の維持・向上をはかる。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 「施設へのスーパーバイズ」 連携企業等: 宮城県仙台市
期間: 令和3年4月～令和4年3月 対象: 仙台市職員
内容: 担当職員職員及び所属施設の職員に対する困難事例の対する指導を行った。

研修名: 「福島県保育協議会と保育現場との懇談会」 連携企業等: 福島県保育士養成校連絡会研究部会
期間: 令和3年4月～令和4年3月 対象: 実習指導者
内容: 保育所の実習指導者と保育士養成校の教員が共通理解を持って学生指導に繋がった。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 「福島県委託事業保育実習指導研修」 連携企業等: 福島県保育士養成校連絡会研究部会
期間: 令和4年4月～令和5年3月 対象: 実習指導者
内容: 保育実習Ⅰと保育実習Ⅱの教科目の教授内容の確認と、これを踏まえた保育所と養成校の意見交換し実習指導に繋げることを目的とする。

研修名: 「福島県保育協議会と保育現場との懇談会」 連携企業等: 福島県保育士養成校連絡会研究部会
期間: 令和4年4月～令和5年3月 対象: 実習指導者
内容: 保育所の実習指導者と保育士養成校の教員が共通理解を持ち、連携しながら学生指導を行うことを目的としている。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 「施設へのスーパーバイズ」 連携企業等: 宮城県仙台市
期間: 令和4年4月～令和5年3月 対象: 仙台市職員
内容: 乳幼児、学齢、成人各担当部門の困難事例に対する助言を行う。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

実践的な職業教育にかかる活動等を評価し、改善・支援等を行うことにより、学生等が関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育を享受できるよう、学校運営の改善と専修学校の発展を目指した『自己評価』及び『学校評価』を行うこととする。また、自己評価の結果を学校関係者評価委員会に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用するとともに、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1.学校の理念・目的・育成人材像は定められているか。 2.学校における職業教育その他の教育指導等の特色はあるか。 3.社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか。 4.上1～3は学生・保護者に周知されているか。 5.上1は業界のニーズに合致し、方向付けられた内容か。
(2) 学校運営	1.目的に沿った運営方針が策定されているか。 2.運営方針に沿った事業計画が策定されているか。 3.運営方針は教職員への周知徹底はなされているか。 4.運営組織や意思決定機能は、規程等により明確化され、有効に機能しているか。 5.人事・給与に関する規程等は整備されているか。 6.教務・財務等の意思決定システムは整備されているか。 7.業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか。 8.教育活動等に関する情報公開が適切になされているか。 9.情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3) 教育活動	1.教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか。 2.教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保はされているか。 3.学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。 4.キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発等が実施されているか。 5.関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか。 6.関係分野における実践的な職業教育(実技・実習等)が体系的に位置づけられているか。 7.授業評価の実施・評価体制はあるか。 8.職業教育等に対する外部関係者からの評価を取り入れているか。 9.成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか。 10.資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか。 11.人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。 12.関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保する等マネジメントが行われているか。 13.関連分野における先端的な知識・技術等を修得するための研修や教員の指導力育成等の資質向上のための取組が行われているか。 14.職員の能力開発のための研修等が行われているか。
(4) 学修成果	1.進学率や就職率の向上が図られているか。 2.資格取得率の向上が図られているか。 3.退学率の低減が図られているか。 4.卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。 5.卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか。
(5) 学生支援	1.学生に対する経済的な支援体制は整備されているか。 2.学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 3.課外活動に対する支援体制は整備されているか。 4.学生の生活環境への支援は行われているか。 5.保護者と適切に連携しているか。 6.卒業生への支援体制はあるか。 7.社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか。 8.専門学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか。
(6) 教育環境	1.施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか。 2.学内外の実習施設、海外研修先について十分な教育体制を整備しているか。 3.防災に対する体制は整備されているか。
(7) 学生の受入れ募集	1.学生募集活動は適正に行われているか。 2.学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 3.学納金は妥当な額か。
(8) 財務	1.中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか。 2.予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 3.財務について会計監査が適正に行われているか。 4.財務情報公開の体制整備はできているか。

(9) 法令等の遵守	1.法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 2.個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 3.自己評価の実施と問題点の改善を行っているか。 4.自己評価結果を公開しているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	1.学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 2.学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。 3.地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか。
(11) 国際交流	1.留学生の受け入れ・派遣について戦略を持って国際交流を行っているか。 2.受け入れ・派遣について適切な手続きが取れる体制が整備されているか。

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

こども未来学科では、教育活動で特に重要な学力の向上と心身の健康について個別指導・面談を実施し、保護者と密接に連携をしている。また、社会・地域貢献として福島ファイヤーボンズの試合会場にキッズスペースを開設し、学生と一時託児のボランティアを行っている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任 期	種 別
細川 梢	学校法人福島学院 福島学院大学 福祉学部こども学科 専任講師	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	学識者
神戸 信行	社会福祉法人青葉学園 常務理事	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
榊枝 祥子	社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会 鏡石保育所 主任保育士	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
関根 忠雄	医療法人松尾会 松尾病院 リハビリテーション部長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
佐久間 崇	医療法人 健山会 理事	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員 卒業生
森山 忠	社団医療法人呉羽会 呉羽総合病院 リハビリテーション科技師長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
荒木 芳一	医療法人 健山会 船引クリニック	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員 卒業生
長谷川 敬一	一般財団法人竹田健康財団 竹田総合病院 リハビリテーション部長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
佐藤 正彦	医療法人辰星会 柊記念病院 リハビリテーション室長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
宗像 暁美	学校法人智帆学園 琉球リハビリテーション学院 教員	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員 卒業生
小林 康男	社会福祉法人なごみ 特別養護老人ホームなごみの郷 施設長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
関根 誠一	社会福祉法人東白川福祉会 特別養護老人ホーム寿恵園 施設長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
吉津 大介	株式会社 あいの里 グループホーム あいの里 取締役統括管理者	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員 卒業生
矢部 真裕美	社会福祉法人郡山福祉会 特別養護老人ホームうねめの里 施設長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員
高橋 秀郎	高崎市立くらぶち英語村 学校長	令和〇年〇月〇日～令和〇年 〇月〇日(2年)	企業等委員
三田 利幸	株式会社ジャパン国試合格 代表取締役	令和〇年〇月〇日～令和〇年 〇月〇日(2年)	企業等委員
小林 敏幸	株式会社テン十字グループ 営業本部長	令和4年4月1日～令和5年3月 31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.k-tohto.ac.jp>

公表時期: 令和4年9月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に則り、本校の現状を開示することで、より本校を正しく理解し得いただき、関係者からは現状に即した意見を広く求め、それらを活用し、改善に役立てる。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育方針及び目標、特色
	経営方針
	学校名、校長名、所在地
	学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	学則
	各学科の教育、入試選抜方法について
	入学者、収容定員、進級・卒業の基準
	カリキュラム、時間割、年間授業計画
(3) 教職員	教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	研修計画
	実習への取り組み
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事
	課外活動
(6) 学生の生活支援	学生の学習支援への取り組み
	学生の生活支援への取り組み
	学生の就労支援への取り組み
(7) 学生納付金・修学支援	学納金
	学納金以外の諸経費
	各種奨学金
(8) 学校の財務	財務情報に関する情報
(9) 学校評価	自己評価、学校関係者評価等に関する情報
(10) 国際連携の状況	海外提携校との交流プログラム
	オーストラリア短期留学
(11) その他	学生寮

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.k-tohto.ac.jp>

公表時期: 令和4年9月1日

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程こども未来学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			憲法	日本国憲法を中心として、関連ある法律、さらに外国の憲法などの概要を理解する。	1前	30	2	○			○			○	
2	○			情報処理	文書、表、プレゼンテーション資料をパソコンを用いて作成するための知識について学習する。	1通	60	2		○	△	○				○
3	○			ポケット・ゼミ	基本的な学習方法を具体的に習得、グループディスカッションで考えを述べるだけでなく、他者の意見を聞ける力を育成する。	1通	60	2		○	△	○			○	
4	○			英語	This is a course to prepare students to communicate with and teach in English to children in a classroom setting.	1通	60	2		○	△	○				○
5	○			健康・スポーツ理論	運動による健康の維持及び増進に関わる知識を修得する。	1前	15	1	○			○			○	
6	○			健康・スポーツ実技	自己の健康を管理するための基礎的技術を学び、生涯スポーツへと繋がる運動技能を修得する。	1前	30	1			○	○			○	
7	○			保育原理	保育の意義、保育所保育指針における保育の基本等の理解を深める。	1前	30	2	○			○			○	
8	○			教育原理	教育の理念や教育に関する歴史・思想について学ぶ。	1前	30	2	○			○			○	
9	○			子ども家庭福祉	子どもの権利とこれからの子ども家庭福祉の方向性について考察する。	1後	30	2	○			○				○
10	○			社会福祉	社会福祉の考え方・法制度・技術・歴史等の理解を深める。	1前	30	2	○			○				○
11	○			子ども家庭支援論	子育て家庭を支援することの意義や役割、支援する際の保育士の基本的姿勢について理解する。	2前	30	2	○			○			○	
12	○			社会的養護Ⅰ	現代における社会的養護の意義や歴史的変遷、制度について学び、児童も一人の人間として存在していることを理解する。	1後	30	2	○			○				○

13	○		保育者論	保育者の役割とその倫理、保育士の仕事の責務を理解する。	2後	30	2	○			○		○		
14	○		保育の心理学	子どもの発達に関係する部分を中心に引き上げ、基礎知識を学びながら子どもの理解を深める。	1前	30	2	○			○				○
15	○		子どもの家庭支援の心理学	人間は生涯発達することを理解し、発達のプロセスや初期経験の重要性について保育と関連させながら考察する。	2前	30	2	○			○			○	
16	○		子どもの理解と援助	子どもの心身の発達には個人差があり、保育実践の中で、どのようにして発達を促していくのか理解を深める。	1後	30	1		○	△	○				○
17	○		子どもの保健	身体発育や生理機能・運動機能・精神機能の発達を把握し、疾病/事故の予防に必要な基礎的知識や課題を理解する。	1前	30	2	○			○				○
18	○		子どもの食と栄養	健康な生活を支えるための食生活の基礎的知識を学び、子どもの成長段階に合わせた食生活について理解する。	2通	60	2		○	△	○				○
19	○		保育の計画と評価	保育内容の充実と質の向上のために、保育計画や評価の基本的方法を学ぶ。	1後	30	2	○			○			○	
20	○		保育内容総論 I	保育所保育指針から保育の基本と保育内容の理解を深め、保育の全体的な構造を理解する。	1前	30	1		○	△	○			○	
21	○		健康指導法	保育実践を通して子ども達の心と体の健康を培うため、保育環境や具体的な援助の方法について学ぶ。	1後	30	1		○	△	○			○	
22	○		人間関係指導法	養護と教育にかかわる保育の内容を総合的に理解し、人とかかわる力を養う発達の援助について具体的に学ぶ。	1後	30	1		○	△	○			○	
23	○		環境指導法	周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ち関わり、生活に取り入れる力を養う発達の援助について学ぶ。	1後	30	1		○	△	○			○	
24	○		言葉指導法	子どもの言葉の発達の道筋を学び、絵本などの文化財とのかかわりや言葉を支える保育士の援助の方法や指導法を理解する。	2前	30	1		○	△	○			○	
25	○		表現指導法	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、感性や表現する力を養い、これらが発達する援助法について学ぶ。	2前	30	1		○	△	○			○	
26	○		子どもの生活と遊び（表現と運動） I	子どもの身体的発達と運動機能について理解しながら、発達を促す遊びと身体表現に関する知識と技術を習得する。	1後	30	1		○	△	○				○
27	○		子どもの生活と遊び（音楽とリズム） I	音やリズムを使用した活動を豊かに展開するために必要な基礎的知識と技術を習得する。	1前	30	1		○	△	○				○

43	○		感覚統合入門	感覚統合理論をもとに、障害のある子どもの行動特性を理解し、子どもの発達に応じた感覚運動遊びについて具体的に学ぶ。	2前	30	1		○	△	○				○
44	○		在宅保育	在宅保育の概要、様々な社会的ニーズにより発生したサービスを理解し、ベビーシッターの役割、専門的技術を学ぶ。	2後	30	2		○	△	○				○
45	○		子どもの生活と遊び（表現と運動）Ⅱ	様々な表現活動や運動遊びの援助ができるよう、知識や表現技術を習得する。	2前	30	1		○	△	○				○
46	○		子どもの生活と遊び（音楽とリズム）Ⅱ	音やリズムを使用した活動を豊かに展開するために必要な基本的知識と技術を習得する。	2前	30	1		○	△	○				○
47	○		子どもの生活と遊び（音楽とリズム）Ⅲ	音楽表現活動を豊かに展開するために必要な基本的知識と技術を習得する。	2後	30	1		○	△	○				○
48	○		入門臨床美術	製作した美術作品を通して、参加者にそった働きかけを学び、その人の意欲と潜在能力を引き出す技法の修得を目的とする。	2後	30	1		○	△	○				○
49		○	保育実習Ⅱ※	保育実習Ⅰに加え、実際に計画、実践、観察、記録も取り組み、保育士としての職業倫理も実践を通して理解を深める。	2前	80	2				○			○	○
50		○	保育実習指導Ⅱ※	保育実習による総合的な学びとなるよう、今までの学びと保育実習Ⅱでの学びを関連させながら保育実践力を培う。	2後	30	1		○	△	○				○
51		○	保育実習Ⅲ※	児童福祉施設等の役割や機能を理解し、保護者支援や家庭支援の知識、技術、判断力を、実践を通して総合的に学ぶ。	2前	80	2				○			○	○
52		○	保育実習指導Ⅲ※	保育実習による総合的な学びとなるよう、今までの学びと保育実習Ⅲでの学びを関連させながら保育実践力を培う。	2後	30	1		○	△	○				○
合計						50	科目	79(1875) 単位 (単位時間)							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	学科が定める修業年限を在籍し、学則に定める教程を修得の後、卒業判定会議の議を経て学校長が認定する。	1学年の学期区分	2期
履修方法：	学科が定める履修すべき単位を全て履修すること。必修科目は、そのすべてを履修しなければならない。選択必修科目は定められた必要単位数以上を選択し、履修する。	1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。